

分娩待機費用等支援事業

仁淀川町では自宅(又は出産前に里帰りしている地域)から遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦の方を対象に、出産に伴う分娩取扱施設までの交通費(往復分)及び出産時の入院までの待機のための分娩取扱施設近隣の宿泊施設の宿泊費の一部について補助をします。

対象者

令和6年7月1日以降に出産される方で、仁淀川町に住民票があり、いずれかに該当する妊婦。

- ・ 自宅(又は出産前に里帰りしている地域)から最も近い分娩施設までおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦
- ・ 医学的な理由により、おおむね60分以上の移動時間を要する周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦

積雪や大雨、通行止めが心配だから、宿泊費の補助はうれしいわ



補助の種類・金額

妊婦の方の交通費、宿泊費について補助をします。

種類	補助額等
 交通費	分娩取扱施設又は周産期母子医療センターまでの移動に要した往復分の費用の8割を補助 ・タクシー利用の場合: 「実費額×0.8」円 ・自家用車利用の場合: 「距離数(km)×37円×0.8」円 (例) 自宅(又は里帰り先)から自家用車で片道69分(47km)を往復 (47×2)×37円(1kmあたり)×0.8=2,782円の補助 ・公共交通機関利用の場合: 町の旅費規定に準じた額(実費額を上限)の8割の額を補助
 宿泊費	出産時の入院までの待機の為に分娩取扱施設近隣の宿泊施設で宿泊した場合の宿泊費の補助(出産時の入院までの前泊分として最大14泊分) 実費額(町の旅費規程に準じて算出した額を上限とする)から、1泊あたり2,000円を控除した額を補助 <u>※宿泊施設を利用した場合の交通費の考え方</u> ○補助対象 ✖補助対象外 自宅 → 宿泊施設 → 病院(分娩取り扱い) ← ○補助対象

裏面へ→

申請に必要な書類

助成対象事業終了日（交通費にあつては移動日、宿泊費にあつては最後の宿泊日）の属する年度の 3 月 31 日までに、事前に健康福祉課に連絡のうえ申請してください。（申請用紙は、申請来所時に記載していただきます）

- ① タクシー利用の場合はタクシーの利用日及び利用料金が確認できる領収書等
- ② 宿泊の場合は、宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書等
- ③ 出産日及び分娩した施設が確認できる書類（母子健康手帳等の写し）
- ④ 口座振り込みのための通帳の写し
- ⑤ 顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等）

申請窓口 お問い合わせ先

仁淀川町役場 健康福祉課 健康推進係 電話：0889-35-0888